世羅町告示第173号

告　　示

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定によって、世羅甲山都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によって次のとおり告示し、同条第2項の規定によって同法第14条第1項に規定する図書を縦覧に供する。

令和８年11月25日

世羅町長　奥田　正和

1　都市計画の種類
　世羅甲山都市計画用途地域

2　都市計画の図書の縦覧場所
　世羅町　建設課